

政策提言フォーマット

1 団体概要

団体名

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議

所在地

〒105-0004 東京都港区新橋 4 - 2 5 - 6
ヤスカビル 2・6 階

代 表

立 川 涼

担 当

藤 原 寿 和

連絡先 tel

0 3 - 5 9 0 7 - 2 6 7 0

fax

0 3 - 5 9 0 7 - 2 6 7 1

e-mail

QZG07170@nifty.ne.jp

団体の活動プロフィール

- | | |
|---------|--|
| 1998.9 | 設立 |
| 1998.12 | 内分泌攪乱化学物質に関する国際シンポジウム事務局長が出演 |
| 1999.2 | 「ダイオキシン類緊急対策第一次提言」を提出 |
| 1999.5 | 「ダイオキシン対策推進基本指針」に対する意見書を提出
「提言：ダイオキシン緊急対策」（かもがわ出版）を出版 |
| 1999.7 | 「ダイオキシン類緊急対策第二次提言」を提出 |
| 1999.9 | POPs 条約国際会議（INC3）に参加 |
| 2000.2 | 「ダイオキシン類緊急対策第三次提言」を提出 |
| 2000.3 | 「循環型社会基本法に関する立法提言」を提出
POPs・INC4に参加 |
| 2000.8 | 「廃棄物焼却施設解体工事におけるダイオキシン対策に関する申入書」
を提出 |
| 2000.12 | POPs・INC5に参加 |

政策提言フォーマット

2 政策提言概要

(政策提言のエッセンスを下記フォーマットに基づいて紹介して下さい。)

(1) テーマ 国土環境における有害化学物質等蓄積汚染情報台帳(ネガティブマップ)の作成
(2) 政策対象分野 有害化学物質による土壤汚染
(3) 政策手段 台帳作成の義務化、台帳の自由閲覧制度の創設、 土地取得もしくは土地開発時の配慮要件
(4) 提言概要 【具体的目標】有害化学物質等で土壤が汚染されていることが判明もしくはその可能性のある場所を特定して土地台帳を作成する(地図にマッピング) 【手段】過去の工場跡地等の土壤汚染調査データや廃棄物処理場の設置場所もしくは不法投棄場所等の汚染源に関する情報を収集して台帳を作成する(マッピング) 【全体の仕組み】都市計画法に「国土環境情報」の作成を義務化→「国土環境情報」の中に土壤の有害化学物質蓄積汚染情報を加える→法務局や自治体の環境部局等の窓口在台帳を備え付け→土地の売買の際や土地の切り盛り等による改変等を行なう際に台帳を閲覧し、汚染情報を取得→開発行為の規制、立地制限等に役立てる 【実施主体】国土交通省、環境省及び農水省並びに地方公共団体の都市・農林・環境部局 【参考 実施例】 ○ 国内：ハザダス・マップ(国土交通省作成) ○ 国外：ネガティブ・マップ/ポジティブ・マップ(ドイツ)
(5) 政策の推進に当たっての検討事項 土壤汚染データの取得 収集 方法と新規調査の実施 予算措置等 土地の資産価値の低下に対する措置 法的義務化の可能性の検討